

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きがたの翌日)  
當日は、

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号  
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第一百六十二条第一項第三号に規定する施設について、東伯町選挙管理委員会から次のとおり指定を解除した旨の報告があつた。

昭和四十二年一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤定治

施設の名称 在地

浦安公民堂 東伯郡東伯町大字浦安一五二

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第一百六十二条第一項第三号に規定する施設について、同法同条第三項の規定により倉吉市選挙管理委員会、日吉津村選挙管理委員会及び日野町選挙管理委員会から次のとおり新たに指定した旨の報告があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤定治

施設の名称 所在地

上米積隣保館 倉吉市上米積

日吉津村立スポーツセンター 西伯郡日吉津村大字日吉津

下榎隣保館 日野郡日野町下榎

黒坂保育園 日野郡日野町黒坂